

議案第 9 4 号

北本市立児童館設置及び管理条例の制定について

北本市立児童館設置及び管理条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市立児童館設置及び管理条例

(目的及び設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）
第 4 条第 1 項に規定する児童（以下「児童」という。）に健全な遊び
の場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするため、北本市立児
童館（以下「児童館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北本市立児童館	北本市本町 1 丁目 1 1 1 番地

(指定管理者による管理)

第 3 条 児童館の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定する
もの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童の健全な育成を目的とする事業の運営に関する業務
- (2) 児童館の施設の利用の許可に関する業務

- (3) 児童館の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関する業務
- (5) 法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
（指定管理者の募集）

第5条 市長は、指定管理者に児童館の管理を行わせるときは、当該指定管理者を公募する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 児童館の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 児童館の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 前条第1号に掲げる事業計画書により児童館の効用を最大限に発揮させることができ、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (3) 児童館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報の適

正な取扱いを確保することができるものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 児童館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 児童館の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による児童館の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、児童館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、指定管理者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用者の範囲)

第11条 児童館を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童（規則で定める児童にあつては、保護者が同伴するものに限る。）
- (2) 児童の健全な育成を目的として活動している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(休館日)

第12条 児童館の休館日は、12月31日から翌年の1月2日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、児童館の管理上必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第13条 児童館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校の休業日に係る児童館の開館時間は、午前7時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(指導員)

第14条 指定管理者は、児童館に指導員を置かなければならない。

(個人情報の適正管理)

第15条 指定管理者は、第4条各号に掲げる業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(利用の許可)

第16条 会議室又は集会室（以下「会議室等」という。）を利用することができる者は、第11条第2号に掲げる者であって、子育てに関する講座、研修、会議その他の子育て支援活動を行うものとする。

2 前項に規定する者は、会議室等を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしてはならない。

(1) 児童館の業務上又は管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の設置の目的に反すると認められるとき。

4 指定管理者は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第17条 前条第2項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(造作等の制限)

第18条 利用権利者は、利用のため児童館の施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第19条 指定管理者は、児童館の利用者の遵守事項を定め、児童館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適当な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第20条 指定管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は児童館の管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第16条第4項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第17条の規定に違反したとき。
- (3) 第18条の規定による制限を守らないとき。
- (4) 前条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 市及び指定管理者は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用権利者は、児童館の施設等の利用を終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第22条 指定管理者又は児童館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、児童館の施設若しくは設備を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第23条 市長は、児童館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第24条 児童館の利用者は、児童館内において物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。

(使用料)

第25条 児童館の使用料は、無料とする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第4条から第7条までの規定の例により行うことができる。

議案第94号参考資料

北本市立児童館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市立児童館設置及び管理条例（平成25年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条に規定する申請書は、北本市立児童館指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人の場合にあっては、次に掲げるものとする。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 市長が指定する事業年度における事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第6条第2号に規定する書類は、指定管理者の指定を受けようとするものが法人でない場合にあっては、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の設立を定めた規約その他これに類する書類
- (2) 市長が指定する事業年度における事業報告書及び収支計算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定による指定管理者の指定をしたときは、北本市立児童館指定管理者指定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第4条 条例第8条第3号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指導員の健康診断受診状況
- (2) 当該年度の児童館の利用に関するアンケートの集計結果

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(利用者の範囲)

第5条 条例第11条第1号に規定する規則で定める児童は、小学校2年生以下の児童とする。

(台帳)

第6条 児童館を利用しようとする者は、指定管理者が定める台帳に必要な事項を記入しなければならない。

(会議室等の利用許可の申請)

第7条 条例第16条第2項の許可を受けようとする者は、北本市立児童館会議室等利用許可申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、北本市立児童館会議室等利用許可書(様式第4号)を交付するものとする。

(許可書の提示)

第8条 利用権利者は、会議室等の利用に当たっては、北本市立児童館会議室等利用許可書を受付に提示し、指定管理者の指示に従わなければならない。

(放課後児童健全育成事業)

第9条 条例第4条第4号に規定する放課後児童健全育成事業(以下「学童保育事業」という。)は、次に掲げる日以外の日に実施するものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

2 学童保育事業の実施時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 小学校の休業日 午前7時から午後7時まで

(2) 月曜日から金曜日までの日(前号に掲げる日を除く。) 小学校

の放課後から午後 7 時まで

3 学童保育事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内の小学校に在学する児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないもの

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 前項に規定する者は、学童保育事業を利用しようとするときは、次に掲げる書類を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 北本市立児童館学童保育事業利用許可申請書（様式第 5 号）

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める書類

5 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用許可の適否を決定したときは、北本市立児童館学童保育事業利用許可通知書（様式第 6 号）又は北本市立児童館学童保育事業利用不許可通知書（様式第 7 号）を交付するものとする。

（利用料の納付）

第 10 条 前条第 4 項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる利用料を利用月の末日までに納付しなければならない。

(1) 月額 11,500 円

(2) 午後 6 時 30 分から午後 7 時までの間に学童保育事業を利用した日数に日額 200 円を乗じて得た額

（利用料の免除）

第 11 条 指定管理者は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている場合その他これと同等な場合と市長が認めたときは、前条の利用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の場合に該当し、利用料の減額又は免除を受けようとする者は、北本市立児童館学童保育事業利用料減額・免除申請書（様式第 8 号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに、利用料の減額又は免除の可否を決定し、北本市立児童館学童保育事業利用料減額・免除決定通知書（様式第 9 号）又は北本市立児童館学童

保育事業利用料減額・免除却下通知書（様式第10号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（地域子育て支援拠点事業）

第12条 条例第4条第5号に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）の実施時間は、次に掲げる日以外の日午前9時から午後5時までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 地域子育て支援拠点事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者が同伴する乳幼児
- (2) 乳幼児の健全な育成を目的として活動している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

北本市立児童館指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

⑩

北本市立児童館の指定管理者の指定を受けたいので、北本市立児童館設置及び管理条例第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

備考 代表者氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

様式第2号（第3条関係）

北本市立児童館指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けで申請のありました北本市立児童館の指定管理者について、北本市立児童館設置及び管理条例第7条の規定により指定する。

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第7条関係）

北本市立児童館会議室等利用許可申請書

年 月 日

様

申請者 氏名

次のとおり児童館の会議室等を利用したいので申請します。

利用目的	
利用施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 集会室
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利用予定 人 員	人
備 考	

※□にレ点を記入してください

様式第4号（第7条関係）

北本市立児童館会議室等利用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



次のとおり児童館の会議室等の利用を許可します。

利用目的	
利用施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 集会室
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利用予定 人 員	人
備 考	

様式第5号（第9条関係）

北本市立児童館学童保育事業利用許可申請書

年 月 日

様

（保護者）

申請者 氏名

次のとおり学童保育事業を利用したいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ		男	生	年 月 日
児童氏名		女	年 月 日	
住 所	〒 ー		電 話	()
在 学 校 名・学年	学校 学年			
入室希望 理 由				
児 童 の 障 害 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
備 考				

注 「児童の障害の有無」の欄には、該当する□にレ印を記入してください。

様式第6号（第9条関係）

北本市立児童館学童保育事業利用許可通知書

第 号
年 月 日

（保護者）

様

指定管理者

印

学童保育事業の利用について、次のとおり許可の決定をしたので通知
します。

フリガナ		男	生	年 月 日
児童氏名		・ 女	年 月 日	
住 所	〒 ー			
利用開始 年 月 日	年 月 日			
利用に当 たっての 留意事項				

様式第7号（第9条関係）

北本市立児童館学童保育事業利用不許可通知書

第 号
年 月 日

（保護者）

様

指定管理者

印

学童保育事業の利用について、次のとおり不許可の決定をしたので通知します。

理由

様式第8号（第11条関係）

北本市立児童館学童保育事業利用料減額・免除申請書

年 月 日

様

住所

保護者氏名

印

電話

次の理由により、学童保育事業の利用料の減額・免除を受けたいので申請します。

児童氏名		男・女	生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー			
理 由				

様式第9号（第11条関係）

北本市立児童館学童保育事業利用料減額・免除決定通知書

第 号
年 月 日

（保護者）

様

指定管理者

印

学童保育事業の利用料について、次のとおり減額・免除の決定をしたので通知します。

児童氏名		男・女	生年月日	年 月 日
利用料 月額	円			
減免月	年 月			

様式第10号（第11条関係）

北本市立児童館学童保育事業利用料減額・免除却下通知書

第 号
年 月 日

（保護者）

様

指定管理者

⑩

学童保育事業の利用料の減額・免除について、次のとおり却下の決定をしたので通知します。

理由